

風水害対策編 目次

第1章 総論

第1節	計画作成の主旨	1
第2節	予想される災害と地域	1
1	風水害の災害履歴	1
2	風水害誘因について	2
3	水害危険度	3
4	土砂災害危険度	3

第2章 災害予防計画

第1節	河川災害防除計画	4
1	現況と課題	4
2	計画の内容	4
3	浸水想定区域の指定と通知	5
4	浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	5
5	連携体制の構築	6
第2節	道路、橋りょう災害防除計画	6
1	現況と課題	6
2	計画の内容	7
第3節	土砂災害防除計画	7
1	現況と課題	7
2	計画の内容	8
第4節	倒木被害防除計画	10
第5節	盛土災害防除計画	10
第6節	避難情報の事前準備計画	11
1	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	11
2	住民への周知・意識啓発	11
第7節	避難誘導体制の整備計画	12
第8節	防災知識の普及計画	12
1	計画の主旨	12
2	計画の内容	12
第9節	自主防災活動	13

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	14
1	計画の主旨	14
2	災害対策組織	14
第2節	情報通信・伝達	14
第3節	広報活動	15
第4節	水防計画	15
1	計画の主旨	15
2	計画の内容	15
3	水防に関する予警報	15
第5節	避難に関する計画	15

第1章 総論

第1節 計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護するため、本市の地域に係る防災に関し必要な事項を定めるものとする。

この計画は、以下の各省から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章災害復旧計画によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画の趣旨、構成、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	河川災害防除計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	組織計画、情報収集・伝達、広報活動、水防計画、避難に関する計画

第2節 予想される災害と地域

1 風水害の災害履歴

富士宮市の風水害について、最近の大きな災害は以下のとおりである。

・ 1959年（昭和34年） 8月	台風第7号
・ 1966年（昭和41年） 9月	台風第26号
・ 1972年（昭和47年） 7月	梅雨前線による豪雨
・ 1979年（昭和54年） 10月	台風第20号

1959年（昭和34年）8月の台風第7号は、富士宮市では瞬間最大風速42m/sを記録し富士宮警察署管内死者1人、負傷者12人、家屋全壊53戸、半壊並びに破損1,700戸、床下浸水26戸の被害があった。

1966年（昭和41年）9月の台風第26号は、市内では瞬間最大風速50m/sを記録し、重軽傷者41人、住家全壊66戸、半壊256戸、非住家全壊285戸、半壊257戸、一部破損は住家非住家合わせると2,000戸にも達し、特に市街地の被害が大きかった。

1972年（昭和47年）は、4月、5月、6月と3度にわたる大沢川の土砂流出により、砂防ダムが破壊、埋没され、田子の浦港まで土砂が流入した。富士山源頭部の融雪によるなだれと降雨が相まって、4月には約20万m³の土砂流が潤井川に流出し、大石寺付近、青木喜楽橋上流に堆積した。5月にはそれを超える量の土石流が潤井川沿いの地域を荒らし、土砂の堆積は大中里反田橋下流にまで至る。さらに6月には、これまで潤井川に堆積していた土砂が田子の浦港にまで流入、沿線住民に大きな不安を与えた。さらに7月の大雨では潤井川が氾濫した。

1979年（昭和54年）10月の台風第20号による災害は、市の風水害史上最大のものであった。

潤井川の氾濫により、浅間町、大中里、神田川町、野中、星山、清水窪に

床上・床下浸水の被害が発生し、市街地でもかなりの床下浸水の被害を受けた。野中橋の橋脚は約50cm沈下し県道は不通となった。弓沢川では護岸崩壊が数ヶ所起き、阿幸地地先の右岸側は約70mにわたって崩壊した。

2 風水害誘因について

風水害の誘因となる気象現象には、台風に伴う暴風雨や低気圧・前線による集中豪雨などがある。静岡県富士土木事務所管内の既往最大雨量は以下の表に示すとおりである。

表 静岡県富士土木事務所管内の既往最大雨量

観測所名	最大日雨量(mm)	生起年月日
勢子辻	466.0	2021. 7. 2 (令和3年)
栗 倉	286.5	1972. 7. 11 (昭和47年)
富 士	321.0	1974. 7. 7 (昭和49年)
富士宮	310.0	2023 6. 2 (令和5年)
山 宮	343.0	1998. 8. 28 (平成10年)
上井出	298.0	2023. 6. 2 (令和5年)
長 貫	304.0	1983. 8. 17 (昭和58年)

富士宮市において、災害に結びついた集中豪雨は以下の表のとおりである。1972年（昭和47年）7月の集中豪雨では、栗倉観測所で最大日雨量を観測し、建設省上井出観測所では時間雨量 153mmという当時国内で最大の時間雨量を記録した。1974年（昭和49年）8月は富士山麓に集中豪雨があり、総雨量 814mmとなった。1977年（昭和52年）8月、1983年（昭和58年）8月には2、3箇所の観測所で、1979年（昭和54年）10月には、5箇所の観測所で当時既往最大時間雨量を記録し、短時間に降雨が集中したことを示している。

表 富士宮市における集中豪雨

年 月 日	記 事
1955年（昭和30年） 8月29日	寒冷前線による集中豪雨 日雨量 360mm（富士観測所）
1972年（昭和47年） 7月11日	梅雨前線の影響による富士宮市北部を襲った集中豪雨 日雨量286.5mm（栗倉観測所）既往最大日雨量を観測 時間雨量 153 mm（建設省上井出観測所）
1974年（昭和49年） 7月 7日～8日	台風第7号（七夕台風）による集中豪雨 日雨量 500mm
1974年（昭和49年） 8月24日～26日	台風第14号による富士山麓地帯の集中豪雨 総雨量 814mm
1977年（昭和52年） 8月17日	集中豪雨 日雨量 248mm（富士宮市） 山宮・上井出観測所で既往最大日雨量を観測

1979年（昭和54年） 10月19日	台風第20号による集中豪雨 時間雨量88mm（北部山麓地帯） 50mm（市街地） 栗倉・富士宮・山宮・上井出・芝川観測所で既往最大 時間雨量を観測
1982年（昭和57年） 7月31日～8月 3日	台風第10号による大雨 雨量 522mm（白糸）
1983年（昭和58年） 8月17日	台風第5号及び第6号による大雨 総雨量 464mm（富士宮） 勢子辻・富士宮・芝川観測所で既往最大日雨量を観測
2011年（平成23年） 9月19日～9月21日	台風第15号による大雨 総雨量 421mm（白糸） 河川の増水に伴う道路の崩壊、国道469号線（桜峠）に て土砂崩れが発生し、上稲子区が一時孤立した。

3 水害危険度

富士山や天子山地等に降った雨は潤井川に集まり、富士宮市街地も流下するので、かつては水害が頻発していたが、富士川へのショートカットとなる星山放水路の整備等により、排水能力が高まったため、最近は規模の大きい水害は起こっていない。ただし、河川沿川の低地部や水が集まりやすい地形条件や河川合流部・狭窄部周辺では、一時的に増水し冠水する危険性をもっている。

4 土砂災害危険度

土砂災害には、崩壊（斜面崩壊、がけ崩れ）、土石流、地すべりが考えられる。土砂災害の危険性の高い地域は、富士山麓に散在的に分布し、また、市西北部の天子山地や芝川地区に崩壊が多い。その他急傾斜地やガリー浸食のみられる所、溪流出口などでは、それぞれの防災対策の実施と、大雨時の避難対策等が必要となる。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的として、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

県及び市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価についてするものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

県及び市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するにあたっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第1節 河川災害防除計画

1 現況と課題

市内を流れる河川は、大きく芝川・潤井川・弓沢川水系に区分され、一級河川24本、準用河川14本、普通河川532本の合計570本がある。

都市化の進展とともに流域の保水能力の低下も見られ、降雨時には市街地が位置する下流部で流量が増大し、水害の発生も懸念される。

このため、総合治水計画を指針として河川整備などによる雨水の排水対策を進めている。今後も市民が安心して暮らせるよう、治水対策との連携と流域全体の土地利用に配慮した総合的な治水対策を進めることが必要である。

2 計画の内容

(1) 河川整備の推進

直轄河川富士川及び潤井川などの県管理の一級河川については、護岸工事などの河川整備を関係機関に働きかけ、治水対策の充実を促進する。

市管理の河川については、総合治水計画を指針として、計画的に河川整備を進めるとともに、適切な河川の維持・管理に努める。

なお、河川の整備にあたっては、安全性の確保を図りながら、自然環境や景観に配慮した親水性の高い河川整備に努める。

(2) 雨水対策の推進

大雨などによる市街地の浸水箇所の解消を図るため、公共下水道事業による雨水渠の整備や都市下水路の整備を進めるとともに、雨水浸透柵設置

の促進等の雨水流出抑制施策を進める。

(3) 管理的対策の推進

河川管理施設の有する能力の適切な維持・管理を行うため、以下の対策を進める。

- ア 河川等の浚渫、清掃を進める。
- イ ごみ等不法投棄の防止を図る。
- ウ 堰、水門、樋門の管理体制の明確化を図る。
- エ 河川のパトロールを強化する。

3 浸水想定区域の指定と通知

- (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市の長に通知するものとする。
- (2) 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するものとする。

4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法（水防法第15条第1項第1号）、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
 なお、避難場所等に関する事項は、「避難情報の判断・伝達マニュアル（資料編6-12-1）」に定めるものとする。
- (2) 市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
 - イ 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
 - ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。
- (3) 上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
 - ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定めら

れた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。（資料編2-2-8「浸水想定区域内の施設一覧【要配慮者利用施設】」）

- また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- イ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- (4) 市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (6) 市は、浸水想定区域内にある災害応急対策の拠点施設となる消防庁舎を移転する。

5 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2節 道路、橋りょう災害防除計画

1 現況と課題

本市の道路網は、南北に走る国道139号及び県道富士富士宮線を軸に、東西に伸びる国道469号、市道及び県道などを組み合わせた形で形成されている。

市民の日常生活を支える生活道路として重要な市道の整備状況は、拡幅などの改良率が県全体を下回っており、整備が遅れている。また、舗装率は県全体を上回っているが、老朽化した箇所も見られる。

道路の現況 令和5年4月1日現在

種別	路線数 本	実延長 m	舗装路 m	舗装率 %	未舗装 m	橋りょう m	
						個数	延長
市道	3,487	1,164,733	1,046,221	89.8	118,512	829	7,042

2 計画の内容

(1) 都市計画道路の整備

総合的な交通体系を確立するため、市街地の外周を構成する「外環状道路」、中心市街地への通過交通の排除と中心市街地を支える道路としての「内環状道路」・「駅周辺環状道路」などの都市計画道路の計画的な整備を進める。

また、広域幹線道路や生活道路との交差点改良などを進め円滑な道路交通ネットワークの形成を進める。

(2) 市道の改良、維持、補修

幹線道路とのネットワーク、地域間の連絡、公共公益施設へのアクセスなどを考慮して優先度の高い路線から計画的に市道の整備を進める。

道路を常に良好な状態に保ち、安全で快適な交通を確保するため、側溝整備、舗装補修などの維持管理を積極的に行う。

(3) 道路環境の整備

子供や高齢者、障害者なども安全に道路を利用できるように、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの整備を進めるとともに、横断歩道や信号機などの設置を促進し、安全な歩行者空間の確保や通学路の安全対策の強化を図る。

また、街路樹の植栽や案内標識などの適切な配置を進め、快適な道路環境の整備に努める。

(4) 橋りょうなどの点検

橋りょうなどの点検を行い、管理する橋りょう等の現状を把握し、安全性や使用性に悪影響を及ぼしている重大な損傷を早期に発見して適切な措置をとることによって、安全かつ円滑な交通を確保する。

(5) 管理的対策の推進

道路の管理強化対策として、以下の対策を進める。

ア 落石等の道路交通危険箇所の把握に努める。

イ 交通危険箇所の解消その他道路災害防除事業の推進を図る。

ウ 道路のパトロールを強化する。

エ 災害が発生した場合における早期交通確保のための応急体制の確立を図る。

オ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

市及び県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋りょうの架け替え等の方策を推進するものとする。

第3節 土砂災害防除計画

1 現況と課題

広大な富士山麓は、富士山から噴出された溶岩や火山灰から形成されており、浸透性が非常に高く、ふだんは地表水がなく大雨の時だけ流れる枯れ沢が数多く存在する。中でも大沢崩れは、絶えず岩石が落下し崩壊するなど危険な状態にある。

一方、山麓部の森林は国土保全の役割も果たしてきたが、近年では林業経営の低迷などにより管理が十分に行われていない人工林も多く、集中豪雨時の土砂崩れなど、災害の発生も懸念される。

このため、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域が指定され、国、県、市が砂防事業や治山事業を進めている。特に、大沢崩れについては昭和44年

（1969年）から国が富士砂防事務所を設置し、本格的な砂防工事を進めている。市民が安心して暮らせるよう、今後も治水対策との連携と流域全体の土地利用に配慮した総合的な治山対策を進めることが必要である。

2 計画の内容

(1) 治山事業の推進

自然環境の保全や景観に配慮しながら、森林が有する保水能力や土砂流出防止機能などを高めるための治山事業を進める。

(2) 森林施業の推進

広大な森林の適切な管理を推進し、生産性を向上するために、計画的な林道整備を進めるとともに、森林組合などの林業組織の充実、強化を図るなど経営の改善を促進する。

(3) 砂防事業の推進

大沢崩れを中心とした砂防指定地の整備推進を国、県に要請するとともに、砂防指定地以外でも危険度の高い河川（野溪）については、国や県と協議しながら整備を進める。

(4) 急傾斜地の防災対策の推進

指定急傾斜地における崩壊対策事業を早期に進めるとともに、その他の危険箇所についても調査を行い、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域指定を進める。

また、集中豪雨等によるがけ崩れ等の危険が予想される場合の巡視・警戒体制の確立、危険区域内居住者宅への安全確保のための避難情報伝達体制の整備及び啓発活動を行う。

(5) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報提供と活用

ア 土砂災害警戒情報は、県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が避難指示等を発令する判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。

イ 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

ウ 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

エ 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

なお、避難指示等の発令基準等は、「避難情報の判断・伝達マニュアル（資料編6-12-1）」に定めるものとする。

- オ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
- カ 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。
- (6) 土砂災害防止法の施行
 - ア 土砂災害警戒区域等の指定、公表
 - (ア) 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
 - (イ) 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
 - イ 土砂災害特別警戒区域における規制等
 - (ア) 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。
 - (イ) 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。
 - ウ 警戒避難体制等

市防災会議は、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地を市地域防災計画に定めるものとする。（資料編2-2-6 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表）
 - エ 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等
 - (ア) 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - (イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

また、市は、要配慮者利用施設等の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。

オ 住民への周知

(7) 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。

カ 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

(7) その他のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

イ 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

県と市は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

(8) 山地災害危険地区対策

ア 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い「山地災害危険箇所」について、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

イ 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生未然防止を図る。

ウ 山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取り組みを進める。

エ 市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

第4節 倒木被害防除計画

市は、県、電気事業者及び電気通信事業者と連携して、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、県とともに、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第5節 盛土災害防除計画

- 1 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- 2 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成、特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- 3 県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第6節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第7節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第8節 防災知識の普及計画

1 計画の主旨

原則として、共通対策編第2章災害予防計画第9節防災知識の普及計画及び風水害対策編第2章災害予防計画第5節避難情報の事前準備計画の2住民への周知・意識啓発に準ずる。

2 計画の内容

市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう次に掲げる施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。
- (2) 中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行うものとする。
- (3) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

第9節 自主防災活動

「共通対策編第2章災害予防計画第10節「自主防災組織の育成」及び第11節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、河川による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編第3章災害応急対策計画」による。

第1節 組織計画

1 計画の主旨

災害対策本部の組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

2 災害対策組織

(1) 富士宮市防災会議

ア 編成

（資料編3-1-1）＜富士宮市防災会議委員の編成＞の定めるところによるものとする。

イ 運営

富士宮市防災会議条例（昭和37年富士宮市条例第27号）（資料編3-1-2）に定めるところによるものとする。

(2) 富士宮市災害対策本部

ア 編成

富士宮市災害対策本部条例（昭和24年富士宮市条例第28号）（資料編3-2-2）に定めるところとする。

イ 設置基準

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、市長がその対策を必要と認めるとき。

ウ 運営

富士宮市災害対策本部条例及び富士宮市災害対策本部運営要領（資料編3-2-3）の定めるところによる。

第2節 情報収集・伝達

「共通対策編第3章災害応急対策計画第4節通信情報計画」に準ずる。

第3節 広報活動

「共通対策編第3章災害応急対策計画第5節災害広報計画」に準ずる。

第4節 水防計画

1 計画の主旨

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施に関する必要事項を規定し、もって管下各河川等の洪水による水災の防ぎよとこれによる被害を軽減することを目的とする。

2 計画の内容

資料編（6-1-1）＜富士宮市水防計画＞の定めるところにより万全を期する。

3 水防に関する予警報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第5節 避難に関する計画

「共通対策編第3章災害応急対策計画第7節避難救出計画」に準ずる。